

北海道サービス管理責任者等研修実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

北海道知事(以下「知事」という。)の指定した研修事業者(以下「指定研修事業者」という。)

3 対象者

主として北海道内における指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児入所施設並びに指定障害児通所支援事業者において、サービス管理責任者若しくは児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)として配置しようとする者で、配置予定時において、サービス管理責任者等として必要な実務経験を満たす者。

4 研修内容

(1) サービス管理責任者研修

① 研修カリキュラム

別紙1のとおり。

ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数を延長すること、必要な科目を追加することは差し支えない。

なお、別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義(6時間)」と別紙2の「1 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義(6時間)」は、共通の内容とする。

② 分野別に実施する講義及び演習

分野別に実施する講義及び演習は、指定障害福祉サービスを次表に定める分野に分類して実施すること。

なお、分野別に実施する演習の実施方法については、グループワークを基本とし、各グループは、演習の円滑な実施に支障のない人数で構成すること。

	分 野	障害福祉サービス
1	介護	療養介護、生活介護
2	地域生活(身体)	自立訓練(機能訓練)
3	地域生活(知的・精神)	自立訓練(生活訓練)、共同生活援助
4	就労	就労移行支援、就労継続支援

(2) 児童発達支援管理責任者研修

① 研修カリキュラム

別紙2のとおり

ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数を延長すること、必要な科目を追加することは差し支えない。

なお、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義(6時間)」と別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義(6時間)」は、共通の内容とする。

② 講義及び演習

講義及び演習は、指定入所支援及び指定障害児通所支援並びに基準該当障害児通所支援について実施すること。

なお、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、各グループは、演習の円滑な実施に支障のない人数で構成すること。

(3) 留意事項

サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに他の分野等を受講する場合については、別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義(6時間)」及び別紙2の「1 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義(6時間)」を改めて受講することを要さない。

ただし、平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野以外を修了し、修了証書の交付

を受けた者が、新たに児童発達支援管理責任者研修を受講する場合については、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義(6時間)」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割(2時間)」の受講を要する。

5 修了証書の交付

指定研修事業者は、研修修了者に対して別紙3及び別紙4の様式により、修了証書を交付するものとする。

6 実施上の留意点

(1) 研修期間等

研修の時間帯、曜日等については、北海道の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

(2) 講師

分野等の別に実施する講義及び演習の講師は、厚生労働省が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者、又は、知事が認める者が務めることとする。

(3) その他

ア 人権の尊重

指定研修事業者は、受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めることとする。

イ 障がいのある受講者への配慮

指定研修事業者は障がいのある受講者に対しては、研修会場の配慮を行うよう努めることとする。

ウ 受講者等について

指定研修事業者は、受講申込者若しくは受講者が、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として不適任である行為(障害者虐待等)をしていたことを確認した場合については、受講決定前若しくは研修修了前に速やかに知事に受講決定又は研修修了の協議を行うこととする。

7 研修会参加費用

指定研修事業者において、別に定めることとする。

8 その他

(1) この要綱に規定のない事項については、サービス管理責任者研修事業実施要綱(平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の規定に基づくこととする。

(2) この要綱は、必要に応じて、北海道自立支援協議会に設置する部会において、その内容について協議することとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

北海道サービス管理責任者研修カリキュラム

区分	科目	内容	時間数	
共通講義	サービス管理責任者の役割に関する講義 【6時間】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割	2時間	
	サービス提供及び支援提供のプロセスと管理	サービス提供及び支援提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者がそのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説	2時間	
	サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連携	実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築及び支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2時間	
分野別講義・演習	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義 【3時間】	アセスメントとサービス提供の基本姿勢	3時間	
	サービス提供プロセスの管理に関する演習 【10時間】	「サービス提供プロセスの管理の実際事例研究①（アセスメント編）」	標準的なサービス提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する	4時間
		「サービス提供プロセスの管理の実際事例研究②（個別支援計画編）」	事例研究①と同様に、障がい内容の異なるより困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかと言った観点から演習を展開する	3時間
		サービス内容のチェックとマネジメントの実際（模擬会議）	個別支援計画の作成に係る会議をシュミレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する	3時間
合 計			19時間	

北海道児童発達支援管理責任者研修カリキュラム

区分	科目	内容	時間数
共通講義	児童発達支援管理責任者の役割に関する講義【6時間】	児童福祉法における障害児支援制度や支援内容、支援の質を確保するために必要な児童発達支援管理責任者の基本的な役割及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割等について解説	2時間
	支援提供及びサービス提供のプロセスと管理	支援提供及びサービス提供のプロセス全体を解説するとともに、児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者がそのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説	2時間
	支援提供職員と関係機関の連携及びサービス提供者と関係機関の連携	実際の支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築及び実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2時間
講義・演習	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義【3時間】	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3時間
	支援提供プロセスの管理に関する演習【10時間】	標準的な支援提供プロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する	4時間
		事例研究①と同様に、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかといった観点から演習を展開する	3時間
		個別支援計画の作成に係る会議をシュミレーションし、児童発達支援管理責任者として支援提供者が展開する様々な支援内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する	3時間
合計			19時間

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が北海道知事の指定を受けて行う児童発達支援管理責任者研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)

代表 ○ ○ ○ ○